

規制の事前評価書(要旨)

政策の名称	災害時における道路管理者による車両の移動等	
担当部局	内閣府政策統括官(防災担当)付 災害対策法制企画室 (参事官:青柳 一郎)	
評価実施時期	平成26年10月	
規制の目的、内容及び必要性等	<p>【規制の目的】 災害時における緊急通行車両の通行を確保すること。</p> <p>【規制の内容】 ア 道路管理者は、災害時に緊急通行車両の通行を確保するため必要があるときは、道路の区間を指定した上で、通行の妨害となっている車両の所有者等に対して、当該車両を道路外へ移動すること等の必要な措置をとることを命じることができるものとする。 イ 車両の所有者等によりアの措置がとられないとき<sup>※</sup>は、道路管理者は、自ら当該措置をとることができるものとする。この場合において、やむを得ない限度において、車両等を破損することができるものとする。 ウ 道路管理者は、ア及びイの措置をとるためやむを得ない必要があるときは、その必要な限度において、他人の土地を一時使用し、又は竹木その他の障害物を処分することができるものとする。 エ 国又は地方公共団体は、車両の破損、土地の一時使用等に伴い生じた損失を補償するものとする。 ※ 車両の所有者の不在等で、道路管理者がそもそも命令を行わなかった場合を含む。</p> <p>【規制の必要性】 首都直下地震や豪雪等により、立往生車両や放置車両によって道路啓開作業に遅れが生じ、被災地外からの消防・救急部隊、物資等の到着が遅れ、被害が拡大する危険性がある。このため、道路管理者等が緊急通行車両の通行の妨害となる車両の移動に関する措置等を講じ、迅速な道路啓開作業を可能とすることが必要である。</p> <p>法令の名称・関連条項とその内容</p>	
		災害対策基本法第76条の6第1項、第3項及び第4項(災害時における車両の移動等)
想定される代替案	道路管理者は、災害時に緊急通行車両の通行を確保するため必要があるときは、道路の区間を指定した上で、通行の妨害となっている車両の所有者等に対して、当該車両を道路外へ移動すること等の必要な措置をとることを命じることができるのみとし、命ぜられた者が当該措置をとらない等の場合において、2(2)イ～エの措置を講じないこととする。	
規制の費用	費用の要素	代替案の場合
(遵守費用)	緊急通行車両の通行の妨害となっている車両の所有者等が、道路管理者の命令に従い、道路外に移動するための費用が生じる。 ※ 2(2)イ及びウの措置に伴い車両の所有者等に生じた損失は道路管理者等により補償されるため、当該損失は費用として考慮する必要はない。	車両の所有者等が命令に基づき、自主的に自ら移動措置を行う費用が生じる(本対策案と同様)。
(行政費用)	道路管理者が車両の移動等を行う際に要する費用や、車両の移動等を行うに当たり車両等を破損したり、土地を一時使用したりした場合に当該損失を補償するために必要な費用が生じる。	命令に従わない場合、自ら車両等を移動させる権限がないことから、引き続き、車両の所有者等に対し協力を要請する余計な費用が生じる。また、車両の所有者等の十分な協力が得られない場合においては、別の回路を確保するなど、走行空間の確保に膨大な時間や労力等の費用を費やすことになる。
(その他の社会的費用)	特になし。	特になし。
規制の便益	便益の要素	代替案の場合
	災害時における迅速な道路啓開作業が可能となり、被災地に消防・救急部隊、物資等が迅速に到着することで、被害の拡大を防ぐことができるため、これによる便益は非常に大きい。	車両の所有者等が道路管理者の命令に従い、迅速に車両等を道路外の場所に移動させる等の措置を行った場合は、本対策案と同等の便益が得られる。
政策評価の結果 (費用と便益の関係の分析等)	本対策案により迅速な道路啓開作業が可能となることにより、消防・救急部隊、物資等が被災地に迅速に到着することによる便益は甚大である。一方で、費用については、車両の移動等に要する費用や、車両等の破損や土地の一時使用等に対する損失補償に要する費用が生じるが、これは、甚大な便益に比べ小さいと考えられる。代替案では、車両の所有者等が道路管理者の命令に従い、迅速に車両等を道路外の場所に移動させる等の措置を行った場合は、本対策案と同等の便益が得られるが、命令に従わない場合には便益は得られない。一方で、費用については、車両の所有者等に対する余計な協力要請費用が生じ、また、十分な協力が得られない場合には回路の確保等走行空間の確保のために膨大な時間や労力が必要となる。以上より、本対策案は代替案よりも優れていると考えられる。	
有識者の見解その他関連事項	第5回防災対策実行会議(平成26年7月29日開催)において、本法律案の方向性を示した資料「今冬の大雪被害と首都直下地震の想定を踏まえた放置車両対策について」について検討を行った。	
レビューを行う時期又は条件	災害対策基本法の一部を改正する法律附則第2条において、「政府は、この法律の施行後適当な時期において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。」としており、「適当な時期」については、実際に本対策案による運用がなされた後、その運用状況等を動案してレビューをすることが想定される。	
備考		